

氷見市新婚世帯結婚祝金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市で結婚して住み続ける新婚世帯を応援するため、交付する氷見市新婚世帯結婚祝金（以下「祝金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和8年4月1日以降に戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条に定める婚姻の届け出を行った夫婦又は富山県パートナーシップ宣誓制度に基づく宣誓をし、パートナーシップ宣誓書受領書の交付を受けた二人の者をいう。
- (2) 婚姻日 婚姻届が受理された日又はパートナーシップ宣誓書受領書が交付された日をいう。
- (3) 転入者 氷見市内に転入した日以後2年を経過していない者であって、当該転入した日の直前1年間に市内に居住していなかった者をいう。

(祝金の交付を受けることができる新婚世帯)

第3条 祝金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 婚姻日において、新婚世帯の双方が39歳以下の者であり、この祝金の交付を受けていないこと。
- (2) 申請日において、氷見市に住所を有し、同一の世帯を構成していること。
- (3) 申請日において、婚姻日から起算して1年以内であること。
- (4) 新婚世帯の双方が、申請日から継続して3年以上本市に居住する意思を有していること。
- (5) 新婚世帯の双方が同一人との再婚又は再度のパートナーシップ宣誓をしていないこと。
- (6) 新婚世帯の双方及びその属する世帯の世帯員が氷見市に納付すべき市税を滞納していないこと。
- (7) 新婚世帯の双方が氷見市暴力団排除条例（平成24年氷見市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(祝金の金額)

第4条 祝金は、一世帯あたり3万円とし、新婚世帯のいずれか一方又は双方が転入者に該当する場合は、2万円を加算する。

2 祝金は、引換券を氷見商工会議所において電子地域通貨に引き換えることにより交付するものとする。ただし、電子地域通貨の利用が困難であると市長が認める場合は、地域内商品券に引き換えることができる。

(交付の申請)

第5条 祝金の交付を受けようとする者は、氷見市新婚世帯結婚祝金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻日が確認できる書類
- (2) 居住履歴が確認できる書類(新婚等のいずれかが転入者に該当する場合のみ)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(引換券の有効期間)

第6条 引換券の有効期間は、交付の日から当該日の属する月の翌月末までとする。

(交付の決定の取消及び祝金の返還)

第7条 祝金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、交付を受けた祝金を返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 虚偽又はその他不正な手段により祝金の交付を受けたとき。
- (2) 祝金の交付を受けた新婚世帯の双方が申請日から3年以内に転出したとき。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、祝金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。